

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領

令和4年3月25日
内閣府官民人材交流副センター長決定

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施について（平成25年8月26日内閣府官民人材交流センター長決定）に基づき、令和4年度において再就職支援を実施するため必要な事項を以下のとおり定める。

1 再就職支援の内容

国家公務員退職手当法第8条の2第1項に規定する早期退職希望者の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）に応じて応募認定退職をする者の再就職活動を支援するため、民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）を活用して、次に掲げる再就職支援を受けることができるようにする。

なお、再就職先が決定した後又は起業が決定した後に受けることができる支援メニューは、再就職支援の対象者（以下「支援対象者」という。）の責に帰することができない事由により再就職先の内定が取り消された等のやむを得ない事情がある場合を除き、定着支援のみとする。

（1）再就職型支援

（支援メニュー）

- ① 個別キャリアコンサルティング
- ② 再就職先の紹介・マッチング
- ③ 各種セミナー
- ④ 応募・面接対応、応募支援等
- ⑤ その他
- ⑥ 再就職後の定着支援

（2）起業型支援

（支援メニュー）

- ① 個別キャリアコンサルティング
- ② 事業計画の作成支援
- ③ 各種セミナー
- ④ 資金調達支援、許認可・法人等設立支援
- ⑤ その他
- ⑥ 起業後の定着支援

2 再就職支援の期間

再就職支援の実施予定期間（以下「支援予定期間」という。）は、支援対象者ごとに、再就職支援を開始してから1年間又は6か月間とする。

再就職支援を実施する期間（以下「支援実施期間」という。）は、支援予定期間のおおむね二分の一が経過する前において一定の要件に該当する場合、支援予定期間が1年間の支援対象者については6か月間とし、支援予定期間が6か月間の支援対象者については3か月間とするものとし、それ以外の場合は支援予定期間と同一の期間とする。

※1 4(2)において、支援予定期間を1年間とする場合を長期コース、支援予定期間を6か月間とする場合を短期コースという。

※2 支援実施期間が年度をまたぐ場合であっても、再就職支援は同一の支援会社により継続して提供されるようにする。

※3 一定の要件に該当する場合とは、支援対象者が死亡した場合や支援対象者と連絡が取れない場合等とする。

3 支援対象者の範囲

支援対象者とすることができる者は、次に掲げる者（本府省（注）局長級以上の職（国家公務員法第106条の4第3項又は自衛隊法第65条の4第3項に規定する職をいう。）に就いている者又は当該職に就いていた者を除く。）とする。ただし、④に掲げる者については、復帰予定府省の職員等（注）に復帰するまでは、再就職先の紹介・マッチング及び応募・面接対応、応募支援等（1(1)の②及び④をいう。）を受けることができない。

① 応募認定退職をした者（以下「退職者」という。）

② 早期退職希望者の募集に応募して国家公務員退職手当法第8条の2第5項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けた職員等（以下「認定応募者」という。）

③ 早期退職希望者の募集を開始した後であって、当該募集に応じて応募認定退職をすることが確実であると所属府省が判断する職員等（以下「認定予定職員」という。）

④ 早期退職希望者の募集を開始した後であって、当該募集に応じて応募認定退職をすることが確実であると復帰予定府省が判断する現役出向者（注）（以下「認定予定出向者」という。）

※1 特定地方警務官については、支援対象としない。

※2 ①～④に該当する者であっても、再就職支援を受けるにあたっての遵守すべき事項の遵守に同意（4(2)参照）しない者は、支援対象としない。

上記に加え、支援会社との支援開始手続き時に、利用にあたっての遵守事項を確認、同意する必要がある。

※3 独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員については、その所管府省が、それぞれの4(1)の府省支援枠の範囲内で支援対象とすることができる。

※4 応募認定退職をした日以降に再就職をしたことがある退職者は、支援対象としない。

※5 他府省への出向者に関しては、①出向先における身分が一般職の国家公務員又は隊員（特別職の国家公務員）である場合には、出向元府省は当該出向者を認定予定職員に準じた扱いとすることができ、②出向先における身分が特別職の国家公務員（隊員を除く。）である場合には、認定予定出向者となる。

（注）用語について

府省：内閣官房（内閣法制局その他内閣所属部局を含む。）、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下同じ。

職員等：国家公務員法第2条第4項に規定する職員及び自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。

現役出向者：任命権者の要請に応じ、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等職員又は同法第8条第1項に規定する独立行政法人等役員（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職手当の支給を受けることなく退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職している者のうち、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されているものをいう。

4 再就職支援の実施

(1) 府省支援枠の割振り

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、府省ごとに再就職支援を受けさせることができる人数の目安（以下「府省支援枠」という。）を年度ごとに割り振る。

※ 府省支援枠は、各府省における早期退職希望者の募集の状況等により、必要に応じ、再割振りを行う。

(2) 支援対象者の選定

各府省は、再就職支援を受けることを希望する者が、再就職支援を受け始めることを希望する日において、3で掲げた支援対象者の範囲として示した①から④のいずれかの区分に該当する場合、当該区分に応じて、府省支援枠の範囲内で支援対象者を選定する。

各府省は、支援対象者として選定された者の意向を聴いた上で、支援予定期間について長期コースと短期コースの別を決定するとともに、当該者にセンター長宛て同意書の提出を求める。

〔同意書（様式1）〕

※ 各府省は、実施する個別の早期退職希望者の募集ごとに、支援対象者を選定するに当たり、その区分が、①退職者、②認定応募者、③認定予定職員、④認定予定出向者の順に、同一の区分になる者の中では年齢の若い者を優先することを基本とし、各府省における人事管理上の要請等も勘案して、具体

的な支援対象者を選定する。

(3) 支援対象者の通知

各府省は、支援対象者に選定した者が再就職支援を受け始めることを希望する日（以下「支援開始希望日」という。なお、退職者としての区分で支援対象者に選定した者にあつては、国家公務員退職手当法第8条の2第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下「退職すべき期日」という。）から2か月以内の日とする。）の10日（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日は、算入しない。）以上前に、当該者を支援対象者に選定したことをセンターに通知するとともに、同意書（様式1）を添付する。

〔再就職支援の依頼通知（様式2）〕

※ 令和4年度において支援開始希望日とすることができる日は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、支援会社の営業日に限ることとする。

(4) 利用承認及び利用承認証の発行・送付

センターは、各府省から通知された者について、再就職支援を受けることが適当な者を支援対象者として承認し、再就職支援を受けることができることを証する書面（以下「利用承認証」という。）を発行し、支援開始希望日以前に当該者に送付する。

〔利用承認証（様式3-1：退職者としての区分の場合、様式3-2：認定応募者としての区分又は認定予定職員としての区分の場合、様式3-3：認定予定出向者としての区分の場合）〕

※ センターは、利用承認証を発行したときは、その整理番号を支援会社に通知する。

(5) 再就職支援の開始

支援対象者として承認された者は、支援開始希望日から利用承認証記載の提出期限までに希望した支援拠点に原則赴いた上で所定欄に署名等をした利用承認証を支援会社に提出し、支援会社がそれを受け付け、再就職支援を利用するにあたっての遵守事項（求職活動全般についての報告義務等）を確認して支援開始に同意する等の手続きを経ることにより、再就職支援を受けることができる。

なお、再就職支援を受け始める日までに再就職をしていた場合は、再就職支援を受けることができない。

※1 提出期限は、支援開始希望日よりおおむね2週間後の日をセンターが設定する。ただし、提出期限設定後、支援対象者から、やむを得ない事情により提出期限内に上記手続きをすることが困難である旨の申出があった場合、センターは提出期限を再設定することができる。

※2 令和4年度において支援対象者に承認された者は、令和5年3月31日までに利用承認証を支援会社に提出する。

※3 支援会社は、利用承認証を受け付けるときは、支援対象者から提出された利用承認証上の整理番号とセンターから通知された整理番号を確認する。

※4 支援対象者が利用承認証記載の提出期限までに利用承認証を支援会社に提出しない場合又は再就職支援を受け始める日までに再就職をしていた場合、センターは当該支援対象者に対する利用承認の取り消しを行う。

(6) 在職中に再就職支援を開始した者の官職の異動の通知

認定応募者、認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者は、支援を受け始めた日から退職するまでの間に官職の異動があったときには、速やかにそのことを支援会社に通知する。

〔官職の異動通知書（様式4）〕

(7) 認定予定出向者の区分の支援対象者の職員等への復帰の通知

復帰予定府省は、認定予定出向者の区分の支援対象者を当該府省の職員等に復帰させたときには、復帰させた日から2週間以内にそのことをセンターに通知する。

〔認定予定出向者の職員等への復帰通知（様式5）〕

認定予定出向者の区分の支援対象者は、復帰予定府省に復帰した後、速やかにその旨を支援会社に申し出る。支援会社は、センターに事実関係を確認の上、1(1)に掲げる支援メニューのうち、②再就職先の紹介・マッチング及び④応募・面接対応、応募支援等についても開始する。

〔職員への復帰申出書（様式6）〕

(8) 在職中の求職の規制の遵守

支援会社は、支援対象者が国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する在職中の求職の規制に違反することのないように再就職支援を行う。

国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認は、支援対象者（認定予定出向者の区分の支援対象者にあつては、復帰予定府省の職員等に復帰した後に限る。）及び支援会社が行い、支援会社はその結果をセンターに提出する。提出を受けたセンターは、当該結果が支援会社では該当性を判断できない旨の内容であった場合又は支援会社の確認内容に疑義がある場合、各府省に問い合わせを行う。

〔支援会社からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果（様式7）、センターから各府省への利害関係企業等該当性の確認依頼（様式8）、各府省における利害関係企業等該当性の確認票（様式9）、各府省からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果通知（様式10）、センターから支援会社への利害関係企業等該当性の確認結果の回答（様式11）〕

(9) 応募認定退職の状況の通知

各府省は、支援対象者が在職中から支援を受けている場合及び在職中に退職者の区分の支援対象者として承認された場合、当該支援対象者が応募認定退職をしたかどうかについて、退職すべき期日から2週間以内にセンターに通知する。

〔支援対象者の応募認定退職の状況通知(様式12-1:応募認定退職をした場合、様式12-2:応募認定退職をしなかった場合)〕

※ 各府省は、次の表の左欄に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる日から2週間以内に、その旨をセンターに通知する。

認定応募者の区分の支援対象者が国家公務員退職手当法第8条の2第8項第1号又は第4号に該当することにより認定が効力を失った場合	認定が効力を失った日
認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者が同条第5項第2号又は第3号に該当することにより認定をすることができなくなった場合	認定をすることができないことが明らかになった日
在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日前に退職した場合	退職した日
在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日以前に死亡した場合	死亡した日

〔支援対象者の応募認定退職の状況通知(様式12-3:応募認定退職をすることができなくなった場合)〕

(10) 再就職支援の一時中断

支援対象者が病気となった場合、又はその家族の介護が必要となった場合などにおいて、支援対象者の申出を受けて、センターが適当と認める場合、再就職支援を一時中断することができる

なお、再就職支援を一時中断しても、支援実施期間の末日が令和6年3月31日を超えることはない。

〔再就職支援の一時中断の申出書(様式22)、一時中断の申出に対する結果通知(様式23-1:中断を認める場合、様式23-2:中断を認めない場合)〕

(11) 再就職支援の終了

支援対象者に対する再就職支援は、支援実施期間の末日が経過したときに終了する。

※ 認定応募者の区分の支援対象者が国家公務員退職手当法第8条の2第8項第1号又は第4号に該当することにより認定が効力を失ったとき、認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者が同条第5項第2号又は第3号に該当することにより認定をすることができなくなったとき、支援対象者が再就職支

援を受ける際に不適切な行為を行ったときその他センターが再就職支援を継続させることがふさわしくないと認めるときは、支援実施期間の末日の経過前であっても再就職支援を終了させる。

〔再就職支援の終了通知（様式13-1：支援対象者への通知、様式13-2：支援会社への通知）〕

5 応募認定退職をしなかった場合の費用の償還

(1) 費用の償還

再就職支援は応募認定退職をすることを前提としており、在職中から再就職支援を受けた支援対象者が結果として応募認定退職をしなかった場合、当該前提を欠くこととなるため、当該支援対象者に対し再就職支援に要した費用に相当する額の償還を求める。

このため、4(2)のとおり、所属府省（認定予定出向者にあつては、復帰予定府省。）は支援対象者に対して応募認定退職をしなかった場合における費用の償還を確約することなどを内容とするセンター宛ての同意書の提出を求める。

〔費用の償還通知（様式14）、費用の寄附申立書（様式15）、寄附の申立ての受諾通知（様式16）〕

(2) 償還の免除

在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日以前に死亡した場合、又は在職中から支援を受けている支援対象者及びその所属府省（認定予定出向者の区分の支援対象者にあつては、復帰予定府省。以下(2)において同じ。）のみの責によらない事由で応募認定退職をしないこととなった場合（災害対応など緊急の必要のため応募認定退職をしないこととなった場合等）には、費用の償還の義務を負う支援対象者又はその所属府省の申出を受けて、センターが適当と認めるときは、費用の償還を免除することができる。

〔費用の償還の免除の申出書（様式17）、免除の申出に対する結果通知（様式18-1：免除を認める場合、様式18-2：免除を認めない場合）〕

6 再就職先として不適切な企業等

次に掲げる法人その他の団体（以下「企業等」という。）への再就職支援を、支援対象者に対して行わない。

当該企業等に該当するかどうかの確認は、支援会社が報道等をもとに行い、その結果をセンターに提出する（様式自由）。

提出を受けたセンターは、次に掲げる③への該当性に関する確認内容に疑義が生じた場合、該当府省に問い合わせを行う。

〔センターから該当府省への自主規制企業等該当性の確認依頼（様式19）、各府省からセンターへの自主規制企業等該当性の確認結果通知（様式20）、センターから支援会社への自主規制企業等該当性の確認結果の連絡（様式21）〕

- ① その役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が企業等の業務に関し公契約関係競売等妨害罪（刑法第96条の6）、贈賄罪（刑法第198条）その他センターが定める罪を犯した場合における当該企業等
- ② 公務員（公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。以下同じ。）が収賄罪（刑法第197条から第197条の4まで）を犯した場合において、その役員等が企業等の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該企業等
- ③ 各府省において、その職員等が再就職することを自主規制している企業等がある場合における当該企業等

※1 ①及び②における罪を犯した場合とは、支援対象者が当該企業に応募等した日以前2年間に、当該罪に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合とする。ただし、無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合は、この限りでない。

※2 9の本実施要領による再就職支援の適用対象期間中に、各府省は、③で示した職員等の再就職に係る自主規制を新たに実施若しくは廃止する場合又は当該規制の内容を変更する場合、センターに速やかに通知することとする。（様式自由）

7 再就職支援についての周知

支援対象者とすることができる者（「3 支援対象者の範囲」参照）のそれぞれが、再就職支援の存在及び内容をよく認識し、必要な場合に円滑に再就職支援を利用することができるよう、センター及び各府省は、職員等に対して再就職支援を周知する。

8 実施状況の公表

令和3年度における再就職支援の実施状況として、次の事項を公表する。

(1) 実施人数

令和3年度に再就職支援を開始した者の人数を公表する。

また、支援実施期間内に再就職が決定し、当該再就職日が令和3年度に属する日（※1）である支援対象者（※2）の人数について、再就職支援を開始した年度ごとに区分して公表する。

(2) 再就職状況

支援実施期間内に再就職が決定し、当該再就職日が令和3年度に属する日（※1）である支援対象者（※2）については、その人数を府省ごとに本府省企画官相当職以上の者（職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職に就いていた者をいう。以下同じ。）（※3）とそれ以外の者（本府省企画官相当職以上の官職に就いたことのない者をいう。以下同じ。）に区

分して公表する。

また、再就職した支援対象者が本府省企画官相当職以上の者（※3）の場合は、氏名、退職時年齢、退職時官職、在職中における求職開始日、退職日、再就職日、再就職先及び再就職先での地位、それ以外の者の場合は、退職時所属部局及び再就職先を併せて公表する。

※1 令和2年度に支援を開始した者で、支援実施期間の末日が令和3年度の10月以降である場合は、同日から半年以内の再就職日を含む。

※2 再就職先の紹介経緯や起業を含めた再就職の支援経過、受けた再就職支援のメニューの利用状況を問わず、支援実施期間内に再就職先又は起業が決定し、その後、当該再就職先への再就職又は当該起業による再就職をした支援対象者をいう。

※3 一度でも本府省企画官相当職以上の官職に就いたことのある者は対象に含まれる。

9 本実施要領による再就職支援の適用対象

令和4年度中に支援を開始する者に適用する。ただし、「8 実施状況の公表」については、令和2年度又は令和3年度に支援を開始した者に適用する。

内閣府官民人材交流センター長 殿

同 意 書

民間の再就職支援会社による再就職支援を受けるに当たり、下記の事項を遵守し、履行することを、ここに同意いたします。

記

[遵守事項]

以下の5点の事項の遵守について同意する場合は、□欄に☑を付すこと。

- 支援利用開始までに再就職をした場合は本支援の利用ができないため、その旨を直ちに再就職支援会社若しくは内閣府官民人材交流センター(以下「センター」という。)に申し出ること。
- 自身が所属している(た)府省において、再就職することを自主規制している企業等がある場合、当該企業等に再就職しないこと。
- 支援期間中に再就職が決定した場合は、当該再就職先が再就職支援会社の紹介によるものか、また再就職の形態(企業等への再就職、独立起業)にかかわらず
 - (1) その詳細(再就職先名称、再就職先の住所・連絡先、内定日、再就職(予定)日、職務内容、役職、就業形態、年収、勤務地、再就職に至った経緯、在職中における求職開始日等)について、再就職支援会社を通じてセンターに情報提供すること。
 - (2) センターが、再就職支援の実施状況についてホームページ等で公表(本府省企画官相当職以上経験者の場合は、氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職日、再就職先及び再就職先での地位、在職中における求職開始日等、それ以外の者の場合は、退職時所属部局及び再就職先等)することを承知すると共に、再就職先に対して説明しておくこと。
- 在職中に再就職活動を行う場合は、職員にあつては国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の3、隊員にあつては自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の3に規定する在職中の求職の規制を遵守するとともに、利害関係企業等に当たるかどうか疑義が生じた場合には再就職支援会社にその旨を伝えること。(※)
- 在職中に再就職支援を受ける場合において、応募認定退職をしなかった場合には、裏面のとおり、国費により支弁された再就職支援に係る費用に相当する金額を、国庫へ自主的に納入(寄附)すること。(※)

令和 年 月 日

官職(役職等).....

氏 名.....

注:官職・氏名欄は自署願います。

(記入上の注意)官職(役職等)欄には、退職者の場合は退職(予定)時の所属府省名・所属部署名・職名を、出向中の場合は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官(退職者を含む。)については階級を併せて記入してください。※がある項目は在職中の者のみ記入してください。

再就職支援費用の償還手続について

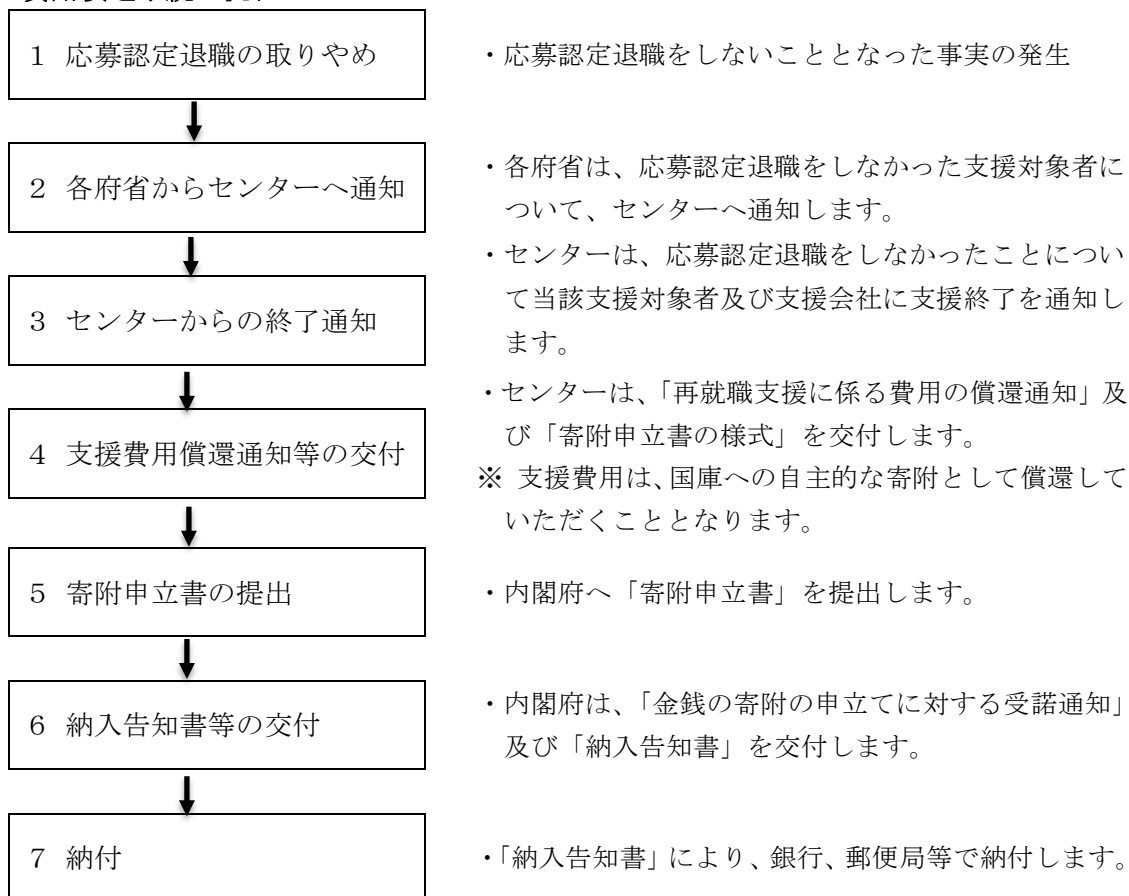
今回の再就職支援は、応募認定退職をすることを前提に実施するため、結果として応募認定退職をされなかった場合（認定が効力を失ったことなどにより応募認定退職をすることができなくなられた場合を含みます。）には、御提出していただく同意書に基づいて、再就職支援費用（支援実施期間が1年間にあっては460,000円、6か月間にあっては310,000円、3か月間にあっては260,000円にそれぞれ消費税及び地方消費税相当額を加えた額）を償還していただく必要があります。費用償還手続の流れは次のとおりです。

なお、御自身及びその所属府省のみの責めに帰することのできない客観的事情（例えば、大規模な災害の発生など）があり、センターが適当と認める場合には、費用の償還が免除されますので、「再就職支援に係る費用の償還の免除申出書」によってセンターに申し出てください。

※ 支援実施期間は、当初の支援予定期間のおおむね二分の一が経過した時点において一定の要件に該当する場合、支援予定期間の二分の一の期間の末日をもって満了となりますので、ご留意ください。

※ 費用の償還は、国の経理の都合上、本人から国庫への自主的な寄附として受け入れることとなりますので、あらかじめ御承知おき願います。

<費用償還手続の流れ>



様式 2 (再就職支援の依頼通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

再就職支援の依頼について (通知)

令和 4 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和 4 年 3 月 25 日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、支援対象者として下記の者を選定したので、再就職支援の提供を依頼します。

記

- 1 氏 名 (フリガナ) :
2 生年月日及び性別 : (男 ・ 女)
3 官職 (役職・階級) :
 本府省企画官相当職以上
 本府省企画官相当職未満 (本府省課長補佐相当職未満)
4 連絡先 :
5 連絡先 (退職後) :
6 区 分 :
7 希望する支援コース :
8 支援開始希望日 :
9 退職すべき期日 (期間) :
10 希望する支援拠点 :

(添付書類)
募集実施要項

(記入上の注意)

- 1 官職 (役職・階級) 欄には、退職者の場合は退職 (予定) 時の所属府省名・所属部署名・職名を、出向中の場合は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官 (退職者を含む。) については階級を併せて記入してください。該当する にチェックを入れてください。用語の定義は以下のとおりです。

本府省企画官相当職以上: 職員の退職管理に関する政令第 27 条又は自衛隊法施行令第 87 条の 24 に規定する官職に一度でも就いたことのある者

本府省企画官相当職未満: 本府省企画官相当職以上以外の者

本府省課長補佐相当職未満: 職員の退職管理に関する政令第 7 条又は自衛隊法施行令第 87 条の 7 に規定する官職に該当する者

様式 2（再就職支援の依頼通知）

- 2 連絡先欄には、自宅の郵便番号、住所及び電話番号・携帯電話番号を記入してください。当該連絡先に再就職支援会社の「利用承認証」を送付します。
- 3 「5 連絡先（退職後）」欄には、退職後の連絡先が「4 連絡先」欄の連絡先と異なる場合、その郵便番号、住所及び電話番号・携帯電話番号を記入してください。同じである場合は「同上」と記入ください。
- 4 区分欄には、（退職者、認定応募者、認定予定職員、認定予定出向者）の別を記入してください。
- 5 希望する支援コース欄には、（長期コース、短期コース）の別を記入してください。
- 6 希望する支援拠点欄には、支援を受けることを希望する再就職支援会社の拠点を記入してください。
- 7 当該応募認定退職に係る募集実施要項を添付してください。

(様式 3-1) 退職者としての区分の場合

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和4年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

退職時の所属府省名： _____

// 所属部署名 (例：〇〇局〇〇課)： _____

// 役職名又は階級名 (〇〇専門官、〇〇係長等)： _____

// 官名 (〇〇事務官、〇〇技官等)： _____

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項の記載がありますので、必ずお読みください。

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

(様式3-1) 退職者としての区分の場合：裏面

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始手続の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕〔電話番号〕
〔〔営業日時〕〕

- 2 氏名、生年月日、退職時の所属府省名、退職時の官職名、退職時の所属部署名及び退職時の役職名又は階級名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。

- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取り消しを行うこととなりますのでご注意ください。

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和4年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属府省名： _____

所属部署名 (例：〇〇局〇〇課)： _____

役職名又は階級名 (〇〇専門官、〇〇係長等)： _____

官名 (〇〇事務官、〇〇技官等)： _____

(※本府省課長補佐相当職未満)

※本府省課長補佐相当職未満 (職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職) の場合は、にチェックを入れてください。

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項の記載がありますので、必ずお読みください。

.....

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

(様式3-2) 認定応募者としての区分又は認定予定職員としての区分の場合：裏面

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始手続の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕【電話番号】
〔〔営業日時〕〕

- 2 氏名、生年月日、所属府省名、官職名、所属部署名及び役職名又は階級名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。

- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取り消しを行うこととなりますのでご注意ください。

(様式 3-3) 認定予定出向者としての区分の場合

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和4年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出向先の機関名： _____

〃 所属部署名： _____

〃 役職名： _____

出向元の府省名： _____

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項等の記載がありますので、必ずお読みください。

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕〔電話番号〕
〔〔営業日時〕〕
- 2 氏名、生年月日、出向先の機関名、出向先の所属部署名、出向先の役職名及び出向元の府省名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。
- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取り消しを行うこととなりますのでご注意ください。

<支援内容の制限及び解除>

- 1 出向期間中は、具体的な企業等への求人紹介、応募支援に関するサービスの提供を受けることはできません。
- 2 出向が終了し、府省又は隊員に復帰した場合、その旨を支援会社に申し出ることにより、本制限は解除されることとなります。

官職の異動通知書

令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

(氏名)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記のとおり官職の異動があったことを通知します。

記

1 氏名	
2 【異動前】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
3 【異動後】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
4 異動日	

（記入上の注意）

- 異動後の官職欄には、本府省課長補佐相当職未満（職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職）の場合は、「（課長補佐未満）」と付記してください。
- 異動日欄には、人事異動通知書の発令日を記入してください。

職員への復帰申出書

令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

(氏名)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記のとおり復帰予定府省の職員に復帰したことを申し出ます。

記

1 氏名	
2 【出向中】 出向先の機関名 出向先の所属部署名 出向先の役職名 出向元の府省名	
3 【復帰後】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
4 復帰日	

（記入上の注意）

- 1 復帰後の官職欄には、本府省課長補佐相当職未満（職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職）の場合は、「（課長補佐未満）」と付記してください。
- 2 復帰日欄には、復帰予定府省の職員として採用された日を記入してください。

利害関係企業等該当性の確認結果

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【支援会社名】

令和4年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者に紹介する予定の企業等が、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認結果を報告します。

記

1 氏名	
2 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
3 企業等の名称 (所在地も併せて記入 してください)	
4 確認結果	利害関係企業等に該当する <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当しない <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当するか否かの判断がつかない <input type="checkbox"/> [理由] ※確認結果に至った理由を記載

(記入上の注意)

該当する□にチェックを入れてください。

様式8（センターから各府省への利害関係企業等該当性の確認依頼）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【各府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
（ 公 印 省 略 ）

利害関係企業等該当性の確認について（依頼）

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、別紙の【 件】について、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認を依頼します。

（添付書類）

利害関係企業等該当性の確認票（ 件）

利害関係企業等該当性の確認票

氏名		
官職・階級(※1)		
営利企業等名(※2) (所在地)		
職員が職務として携わる①～⑦の事務の相手方となる営利企業等に該当するかどうか(※3) (職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第4条 又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の5参照)		
① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しよう)している営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しよう)している営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
③ 検査等(立入検査、監査又は監察)を受けている、又は受けようとしている営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
⑥ 契約(電気・ガス・水道等を除く)を締結している、又は契約の申込みを(しよう)している営利企業等	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等(※4)	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
確認結果(※5)	利害関係企業等に該当する <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当しない <input type="checkbox"/>	
確認日		
確認者		

(記入上の注意)

- ※1 自衛官については、階級も併せて記入してください。
- ※2 確認対象の企業等が複数ある場合は、それぞれ個別に確認票を作成してください。
- ※3 営利企業等に関する該当・非該当の別については、該当する箇所にし印を付けてください。
- ※4 ⑦は、職員が検察官、検察事務官又は司法警察職員である場合のみ確認の対象となります。
- ※5 確認結果欄においては、利害関係企業等に該当するかどうか該当する箇所にし印を付けてください。

様式 10（各府省からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果通知）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

利害関係企業等該当性の確認結果について（回答）

令和 年 月 日付け【文書番号】で依頼のあった別紙【 件】について、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認の結果を回答します。

(添付書類)

利害関係企業等該当性の確認票（ 件）

様式 11 (利害関係企業等該当性の確認結果の回答: センターから支援会社に回答する場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター総務課長
(公 印 省 略)

利害関係企業等該当性の確認結果について (回答)

令和 年 月 日付けで依頼のあった下記の支援対象者に紹介する予定の企業等が、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認の結果を回答します。

記

- 1 氏 名 :
2 所属府省名 :
所属部署名 :
役職名又は階級名 :
3 企業等の名称 :
4 該当性 : 利害関係企業等に該当する 利害関係企業等に該当しない

(記入上の注意)

該当する口にチェックを入れてください。

様式 12-1 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をした場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をしたことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 応募認定退職時年齢 :
- 3 応募認定退職時官職 (階級) :
- 4 応募認定退職日 :

(記入上の注意)

応募認定退職時官職 (階級) 欄には、所属府省名・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。

様式 12-2 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をしなかった場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をしなかったことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 官職 (役職・階級) :
- 3 応募認定退職をしなかった理由 :

(記入上の注意)

- 1 官職 (役職・階級) 欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。
- 2 応募認定退職をしなかった理由については、詳細に記入願います。

様式 12-3 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をすることができなくなった場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をすることができなくなったことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 官職 (役職・階級) :
- 3 応募認定退職をすることができなくなった理由 :

(記入上の注意)

- 1 官職 (役職・階級) 欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。
- 2 応募認定退職をすることができなくなった理由については、詳細に記入願います。
- 3 支援対象者が応募認定退職をすべき期日以前に死亡したことにより応募認定退職をすることができなくなった場合には、その旨を記入してください。なお、この場合においては、再就職支援に係る費用の償還の免除を別途申し出る必要はありません。

様式 13-1 (再就職支援の終了通知：支援対象者への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の終了について (通知)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、貴殿への再就職支援の提供を終了 (中止) することとしましたので、通知します。

[再就職支援を終了 (中止) する理由]

様式 13-2 (再就職支援の終了通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の終了について (通知)

令和4年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者への再就職支援の提供を終了 (中止) することとしましたので、通知します。

記

- 1 氏 名 : _____
- 2 官職 (役職・階級) : _____

様式 14（費用の償還通知）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官
（ 公 印 省 略 ）

再就職支援に係る費用の償還について（通知）

貴殿は退職すべき期日に応募認定退職をしなかったため、民間の再就職支援会社による再就職支援を受けるに当たり国費により支弁された費用に相当する金額を下記により償還してください。

記

- 1 償還金額 :
- 2 償還方法 :
 - ① 同封の寄附申立書を内閣府へ提出する。
（送付先は内閣府官民人材交流センター総務課）
 - ② 内閣府は、金銭の寄附の申立てに対する受諾通知とともに、納入告知書を交付する。
 - ③ 納入告知書により納付期限までに納付する。

寄 附 申 立 書

令和 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

.....(官職／役職／階級).....

.....(氏名).....

退職すべき期日に応募認定退職をしなかったため、国費により支弁された私の再就職支援に係る費用に相当する下記金額を国庫へ寄附いたします。

記

計

円

（記入上の注意）

官職／役職／階級欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官においては、階級も併せて記入してください。

様式 16（寄附の申立ての受諾通知）

【 文 書 番 号 】

令和 年 月 日

殿

内 閣 総 理 大 臣

（ 公 印 省 略 ）

金銭の寄附の申立てに対する受諾について（通知）

令和 年 月 日付けをもって申立てのあった金銭の寄附については、これを受諾いたします。

再就職支援に係る費用の償還の免除申出書

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

.....(氏名).....

令和 4 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和 4 年 3 月 25 日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、再就職支援に要した費用に相当する金員について、次のとおり償還の免除を受けたいので申し出ます。

1 氏名	
2 官職（役職・階級）	
3 支援コース	
4 償還の免除を求め る額	円
5 費用の償還の免除 を求める理由	

（記入上の注意）

- 1 官職（役職・階級）欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官においては、階級も併せて記入してください。
- 2 支援コース欄には、（長期コース、短期コース）の別を記入してください。
- 3 費用の償還の免除を求める理由については、詳細に記入願います。
- 4 所属府省から申出を行う場合は、本人の氏名でなく、府省名等を記入してください。

様式 18-1 (免除の申出に対する結果通知：免除を認める場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援に係る費用の償還の免除について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援に係る費用の償還の免除については、
次のとおり承認したので通知します。

償還免除額 円

[注意事項]

償還免除の理由に偽り、変更等があった場合は、免除が取り消されることがあります。

様式 18-2 (免除の申出に対する結果通知：免除を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援に係る費用の償還の免除について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援に係る費用の償還の免除については、
次の理由により承認できませんので通知します。

[承認できない理由]

様式 19（センターから各府省への自主規制企業等該当性の確認依頼）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【各府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
（ 公 印 省 略 ）

自主規制企業等該当性の確認について（依頼）

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記の企業等が、貴府省における自主規制企業等に該当するかどうかの確認を依頼します。

記

企業等の名称 :

様式 20（各府省からセンターへの自主規制企業等該当性の確認結果通知）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

自主規制企業等該当性の確認結果について（回答）

令和 年 月 日付け【文書番号】で依頼のあった下記の企業等が、自主規制企業等に該当するかどうかの確認の結果を回答します。

記

- 1 企業等の名称 :
- 2 該当性 : 自主規制企業等に該当する 自主規制企業等に該当しない

(記入上の注意)

該当する口にチェックを入れてください。

様式 21 (自主規制企業等該当性の確認結果の連絡:センターから支援会社へ連絡する場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター総務課長
(公 印 省 略)

自主規制企業等該当性の確認結果について (連絡)

令和 年 月 日付けで提出のあった下記の企業等について、自主規制企業等に該当するかどうかの確認を行ったところ、以下のとおり (該当する・該当しない) ことを確認しましたので連絡します。

記

企業等の名称 :

様式 22（再就職支援の一時中断の申出書）

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

(氏名)

令和4年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和4年3月25日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、再就職支援の一時中断について、次のとおり申し出ます。

1 氏名	
2 支援コース	長期コース ・ 短期コース
3 一時中断期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 再就職支援の一時中断を求める理由	

(記入上の注意)

- 1 支援コース欄には、希望したコース（長期コース、短期コース）を選択してください。
- 2 一時中断を求める理由については、詳細に記入願います。

様式 23-1 (再就職支援の一時中断の結果通知：中断を認める場合)

【 文 書 番 号 】

令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官

(公 印 省 略)

再就職支援の一時中断について (通知)

令和 年 月 日付で申出のあった再就職支援の一時中断については、承認したので
通知します。

様式 23-2 (再就職支援の一時中断の結果通知：中断を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の一時中断について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援の一時中断については、次の理由により承認できませんので通知します。

[承認できない理由]